

中国の取引相手に破産・清算のリスクがあるときの対応 ～企業破産リスクを踏まえた債権回収のポイント～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 張 婷

PROFILE

一、はじめに

新型コロナウイルス感染症の長期間にわたる流行や経済構造の転換・調整の影響を受けて、中国の経済にも停滞感が見え始め、経済成長のスピードが鈍化しています。日本企業や日系企業（以下「日系企業等」といいます。）が中国で取引を行う中で、取引相手による支払遅延、不良債権の増加等の発生リスクに注意すべき局面も出てきています。

取引相手に一時的な資金繰りの問題が発生しただけであれば、債権者はまだ債権の回収を期待できます。しかし、もし取引相手の経営状況が引き続き悪化し、破産や清算のリスクが存在するといった状況に直面した場合、債権者は、債権をできる限り回収するにはどうすればよいかを考える必要があります。更には、もし取引相手が破産手続に入ったときには同手続の中で、自らの利益を最大限守るための方法を、事前に考える必要があります。

今月のニュースレターでは、破産・清算のリスクがある取引相手を目の前にして、債権者が債権回収の可能性をどのように高めるかという問題について、企業破産法の規定にも触れつつ、検討を行います。

二、破産・清算リスクがある債務者による債務弁済行為 が取り消される可能性

1. 典型的な回収行為

通常、債務者である取引相手の経営状況が著しく悪化して、支払の遅延等が起きている場合、債権者は、何とかして債権を回収したいと考えます。その典型的な行動としては、債務者に対して期限到来済みの債務及び期限未到来の債務を直ちに弁済するよう求める、それらの債務について財産担保の提供を求める、債務者の一部財産

を取得して代物弁済とする等の行為が考えられます。

2. すでに実施された弁済が取り消される可能性

もし支払遅延が起きている債務者の場合、期限の到来した債務を弁済できないという状況がすでに出現している、且つ全ての債務を弁済するには資産が不足している、又は債務弁済能力の欠如が明瞭である（以下「破産原因」といいます。）とき、あるいは破産原因が顕在化する間際にあるときは、たとえ債務者が債権者の要求に応じて債務を弁済し、債権者はとりあえず無事に債権を回収できたとしても、それで何の心配もなく、枕を高くして寝ることができるわけではありません。

ご存じのとおり、破産・清算手続の重要な目的は、債権債務の公平な整理・清算にあります。すなわち、債務者が、期限の到来した債務を弁済できないときに、破産手続を通して、破産原因のある債務者の財産を整理・清算して分配することにより、複数の債権者同士の間で、債務者が弁済に充当できる財産が限られていることに起因して生じる利益を調整し、全債権者が公平に弁済を受ける機会を得るようにします。破産原因というのは、破産申立てが受理された瞬間に一旦に発生するわけではなくてありません。そのため債権者間の公平を期するために、中国の企業破産法では、破産原因が発生蓄積される過程の中で、全債権者が公平に弁済を受けることを妨げる特定の行為があった場合は、これを取り消すことができると規定しています。

具体的に、企業破産法第31条によれば、人民法院が破産の申立てを受理するまでの1年以内の期間に、債務者の財産が以下の行為に関係したとき、管財人は人民法院にこれを取り消すよう請求することができます。

- (一) 財産の無償譲渡
- (二) 明らかに不合理な価格での取引
- (三) 財産担保のない債務に対する財産担保の提供
- (四) 期限が到来していない債務の繰上げ弁済
- (五) 債権の放棄

以上の規定から、もし破産申立ての受理までの1年以内の期間に、債務者が期限のまだ到来していない債務を繰り上げて弁済していた場合（破産申立ての受理よりも前にすでに期限が到来していた債権を除きます。但し、受理前に期限が到来していたとしても、やはり下記の第32条の規定による制限は受けません。）、及び従来は財産担保のなかった債務に対して財産担保を提供する行為は、取り消されるリスクがあります。もし取り消された場合、当該債務は、破産手続の中で、他の債権者と一緒に割合に応じて弁済を受けることとなりますので、債務の繰上げ弁済や事後的な担保提供を受けた債権者への弁済の割合は大幅に下がることとなります。

これに対し、企業破産法第32条によれば、人民法院が破産申立てを受理するまでの6か月以内の期間に、債務者に破産原因が存在するにもかかわらず、個別の債権者に対して弁済をしたとき、管財人は人民法院にこれを取り消すよう請求することができます。上記の第31条と比べると、第32条では債務の期限到来の有無を区別していません。よって、たとえ債務者が破産申立ての6か月以内に弁済した債務が期限到来済みの債務であったとしても、弁済時点で既に債務者に破産原因があるときは、やはり取り消されるリスクが存在します。

更に、代物弁済という行為に関連して、例えば、取引において債務者の商品を購入した債権者が、破産申立ての受理の前に、商品の対価支払義務を、債務者が債権者に対して別途有する弁済義務と相殺した場合にも、企業破産法第32条の制限の対象となります。つまり、破産申立て受理前の6か月以内の相殺についても、個別の弁済行為として取り消される恐れがあります。またもし破産申立ての受理の前に相殺しておらず、破産申立て受理後に管財人に対して相殺を主張した場合は、企業破産法第42条第（二）項の制限を受けません。すなわち、債権者が期限の到来した債務を弁済できないという事実、又は破産申立ての事実をすでに知っていて、債務者に対する債務を負った場合は、相殺することができません（但し、債権者が法律の規定により、又は破産申立ての1年前に発生した原因によって債務を負った場合は、この限りではあ

りません。）。相殺できないということは、債権者としては、債務者に物の対価を支払うか、あるいは該物を返還するかを選択し、債務者に対して別途有する債権については、普通債務として一緒に弁済を受けることとなります。

また、例えば、債務者が自分の所有する物を債権者に対して金銭弁済の代わりに提供して代物弁済をした場合、該代物弁済として提供した物の価値と対象債務の金額が釣り合わないときも、やはり「明らかに不合理な価格での取引」に該当するとして、企業破産法第31条の制限を受ける可能性があります（但し、価格が不合理であることを理由に管財人が取消権を行使した場合、取引の取消しにより債務者が負うことになる代金返還債務は共益債務となり、普通債権よりも優先して弁済されます。そのため、該債権者の債権については、普通債権よりも優先される可能性があります。）。

三、いかにして取り消されるリスクを減らすか

債権者は、経営状況が悪化した取引相手から弁済を受ける場合には、後日、上記のように取り消されるリスクを負うこととなります。そのため、債権者としては、できる限り以下のような措置を講じて、取消しリスクを減らすことが重要になります。

1. 債権確認文書の迅速な入手

取引相手の経営状況に悪化の兆候が見られたとき、債権者は迅速に（まだ連絡がつくうちに）債務者との間で、双方間の債権債務関係、金額、支払期限等の事項について、できるだけ早く照合を行ったうえで、債務者から債務を確認する書面の文書を取得すべきです。特に、双方が長期的な取引をしていて、債権の金額に長期的な変動があるけれど、取引は往々にして商習慣に頼っているような場合、債務者の書面による確認を通じて、双方の間で債権の金額を確定する必要があります。債権者が次に取る措置が訴訟であるか、あるいは人民法院に破産・清算を申し立てるかを問わず、債権を確認する書面の文書は、債権者が立証責任を有効に果たすための証拠とすることができ、手続の進展のスピードアップに役立ちます。また最終的に債務者が破産・清算手続に入った場合にも、債務者の書面による確認は、債権者が債権の届出を行うときにも役に立ちます。

2. 迅速な訴訟、仲裁、強制執行

前記二、2. でも述べたように、破産申立てが受理されるまでの6カ月の間に、債務者が期限の到来した債務を弁済したとしても、企業破産法第32条の制限を受けて、個別の弁済は全債権者が公平な弁済を受けることを妨げるとして、取消しの対象となります。

但し、最高人民法院の「企業破産法適用の若干問題に関する規定」（以下「企業破産法司法解釈」といいます。）（二）第15条の規定によれば、債務者が債権者と悪意により通謀し、その他の債権者の利益を損なった場合を除き、債務者が訴訟、仲裁又は執行手続を経て債権者に対して行った個別の弁済に関し、管財人は企業破産法第32条の規定により取消しを請求することはできません。よって、将来、管財人からの取消しの主張を退けて債務者に有効に債務を弁済させるためには、できるだけ早く訴訟、仲裁（双方に仲裁合意が存在する場合）を提起しなければなりません。

債務者の経営状況が悪化すると、債務者は、短時間のうちに数多くの債権者との訴訟に直面することになるかもしれません。弁済のための、又は強制執行のための債務者の財産には限りがあるという状況にあって、債権者としては、他の債権者よりも先に、迅速に効力のある判決を得て、迅速に強制執行の手続に入ることがキーポイントとなります。

なお、訴訟においては、完全な訴訟となると手続に時間をとられ、また一審判決がでた後でも上訴される恐れもあります。よって、債権者としては、債務者と調停をして事件を終結させることも考えられます。調停の際には、訴訟の目的となる利益について多少の譲歩が必要となるかもしれません。しかし、調停書は、人民法院が作成して事者双方に送達され、双方事者による受領の署名があれば、すぐに法的効力を持ちます。そして、債務者が自主的に調停書を履行しない場合、債権者は、発効済みの調停書に基づいて速やかに強制執行を申し立てることができます。

3. 物的担保及び人的保証の取得

企業破産法第109条によると、特定財産に対して担保権を持っている債権者は、該特定財産について優先的に弁済を受ける権利を持ちます。確かに、債務者が破産の危機に直面しているときに、財産担保のない債務に対して財産担保が提供された場合は、企業破産法第31条の規制の範囲に入ってしまう恐れがあり、取り消されるリス

クが存在します。しかし、もし債務者から物的担保を提供してもらえるのであれば、債権者としては、やはり先ずは「確実に懐に入れて安心する」ことをお勧めします。このことを、両面から考えてみたいと思います。先ずは、すでに発生していて、それまでは財産担保のなかった債権について考えます。この部分の債権に物的担保を設定すれば、理論上、債務者の破産申立ての受理までの時間が十分にある（1年以上）場合は、当該財産担保の提供行為が取り消されることはありません。よって、債務者が最終的に破産・清算するか確定できない、破産・清算申立ての受理の時期がわからないという状況においては、債権者としては、先ずは物的担保を取得してもよいといえます。一方で、文言解釈すると、企業破産法第31条の中で「財産担保のない債務に対しての財産担保の提供」というのは、担保が設定されていない「既存の債務」が対象となります。よって、債権者と債務者との間で引き続き新たな取引が発生している状況において、新たな取引の前に、債務者に対して将来的に発生する新たな債務について物的担保の提供を求めることは可能といえます。少なくとも、将来的に発生する一部の債権については、「最初から物的担保がある」という状態にしておくことができます。債務者が最終的に破産・清算の手続に入ったとしても、将来的に発生する一部の債権については、担保があるから優先的に弁済を受けることができるというわけです。

物的担保のほかに、第三者をして、債務者の債務について保証してもらうこともできます。一方で、第三者が保証を提供するというのは、企業破産法第31条の取消しの範囲には入りません。もう一方で、債務者が破産して、保証人が破産していない場合、債権者は保証人に弁済を求めることができます。そして、もし保証人（企業）も破産清算手続に入ってしまった場合は、企業破産法司法解釈（三）の第5条の規定により処理されます。すなわち、債務者、保証人のいずれもが破産手続に入ることが裁定された場合、債権者は、債務者、保証人に対してそれぞれ債権を届け出ることができます。債権者が債務者、保証人に対し、全ての債権を届け出た場合、いずれかの破産手続において弁済を受けた場合であっても、他方の債権額について調整は行われません。但し、債権者が弁済を受けることができる合計金額は、その債権総額を超えてはならないものとされています。よって、たとえ債務者、保証人のいずれもが破産手続に入ったとしても、債

権者は双方の破産手続の中で、その債権の全額が当該一方の破産債権に占める割合に応じて弁済を受けることができます。よって、理論上は、債権者への最終的な弁済額は債務者の破産手続の中だけで得られる弁済額よりも大きくなるというわけです。

4.債権者による債務者の破産・清算の申立て

債務者がすでに数多くの債権者から訴訟を提起されていて、すでにたくさんの強制執行案件がある場合、このときに債権者がさらに個別の弁済の訴訟又は仲裁を提起したとしても、それ以上有効な弁済を受けることは難しいと言わざるを得ません。その場合に、債権者としては、相対的に公平な弁済の機会を得るために、自ら債務者の破産・清算を申し立てることを検討することができます。

企業破産法は、債務者自身に限らず、債権者にも債務者の破産を申し立てる権利を付与しています。債務者が破産の申立てを行う際には破産原因の存在を証明する必要があるのと異なり、第三者である債権者は、債務者内部の財務状況を立証することはできません。そのため、債権者は、債務者が期限到来済みの債務を弁済できないことを立証・証明するだけで足りる。企業破産法司法解釈（一）の第2条の規定によれば、以下に掲げる事由が同時に存在する場合、人民法院は債務者が期限到来済みの債務を弁済できないと認定しなければならないものとされています。

- (1) 債権債務関係が法により成立している
- (2) 債務の履行期限が既に到来している
- (3) 債務者が債務を完全に弁済していない

一般的には、債権者と債務者が締結した契約、債権確認書、支払証憑、取引明細書や弁済合意等の証拠を通じて債務者が明確に認めるか、あるいは債務者が当該債権者の期限到来済み債権を弁済できないことを確定できれ

ばそれだけでよく、普通は、発効済みの法律文書により確認される必要はありません。破産原因が存在するという推定に対し、債務者が証拠を挙げてこれを覆すことができなければ、人民法院は、債権者による債務者に対する破産申立てを受理しなければなりません。人民法院が破産申立てを受理した後、他のまだ結審していない個別弁済の訴訟や執行が未完了の執行手続は中止しなければならず、全債権者が一斉に公平な弁済を受けることとなります。

四、最後に

中国での取引先である債務者の経営上の悪化傾向に気づいた場合、たとえ債務者がなにがしかの弁済を行ったとしても、将来、債務者が破産手続に入ると、当該弁済が取り消されるリスクが存在します。

債権者としては、取引の相手方に破産のリスクがあるとき、「兵は神速を貴ぶ」というように初動の速さや長期的な視野の有無で運命が決まります。まずは迅速に交渉して帳簿を照合し、迅速に担保の提供や保証人を確保し、迅速に訴訟手続を開始する必要があります。そうすることにより、訴訟手続を通じて早期に有効な弁済を得ることが期待できます。更に、もし他の債権者に先を越されてしまった場合は、債務者が個別の債権者に弁済してしまい債務者の財産全体が減少することを回避するために、債務者の破産・清算の申立ても一考に値します。今後の中国の経済状況が不透明な中で、上手く制度を活用しながら、自社の債権の確保を期すことが、日系企業に求められているといえます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。